

保険料収入の増加、納付金の負担減少により 黒字決算となりました。

健康保険組合連合会が発表した「令和7年度健康保険組合予算早期集計」によると、全国1372組合の経常収支差引額は3782億円の赤字予算となっており、全体の約76%を占める1043組合が赤字となりました。

政府では「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）」が閣議決定され、中長期的な社会の構造変化に耐え得る強靱で持続可能な社会保障制度を確立することが明記されました。年齢にかかわらず、全国民が負担能力に応じて支え合う制度の確立のため、制度改正等を進めていくことが求められます。

加入者の皆さまにおかれましては、当健保組合が実施する健診などの保健事業を積極的にご活用いただくとともに、ジェネリック医薬品の活用や適正受診を心がけ、医療費の節減にご協力いただきますようお願いいたします。

こうした状況の中、当健康保険組合の令和6年度決算がまとまりましたので、その概要をお知らせいたします。

… 基礎数値 …

	令和7年3月末現在	令和6年3月末現在
被保険者数	男 1,531人	男 1,570人
	女 820人	女 822人
	合計 2,351人	合計 2,392人
平均標準報酬月額	460,853円	448,317円
総標準賞与額 (年間合計)	4,067,904千円	3,639,151千円
被扶養者数	1,879人	2,043人

一般勘定（健康保険）

収入

平均標準報酬月額および総標準賞与額の増加などにより保険料収入は増収

収入面では、平均標準報酬月額および総標準賞与額の増加等により、保険料収入は前年度より3607万円の増収となりました。収入総額としては、繰越金として1億2223万円を繰り入れたこと等により、15億6118万円となりました。

支出

前年に続き納付金が減少

医療費として支払われる保険給付費は、前年度より2626万円減少し、7億4991万円となりました。

組合財政を圧迫する主要因ともいえる納付金については、前年度に比べて2895万円の減少となり、その結果、支出総額は13億5661万円となりました。

収入

単位：千円

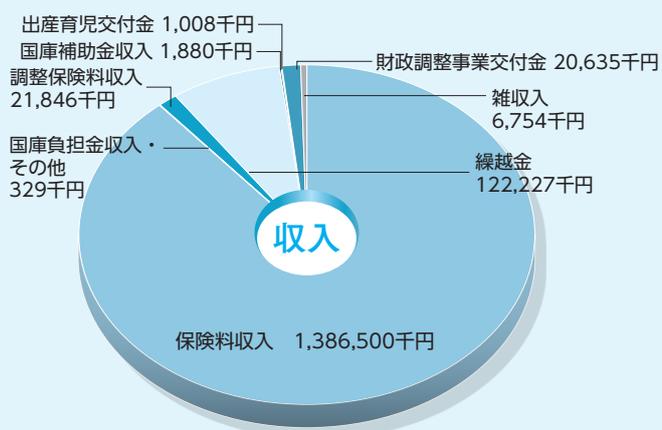
	令和6年度	令和5年度
保険料収入	1,386,500	1,350,433
国庫負担金収入・その他	329	345
調整保険料収入	21,846	21,269
繰越金	122,227	163,510
国庫補助金収入	1,880	1,712
出産育児交付金	1,008	0
財政調整事業交付金	20,635	12,619
雑収入	6,754	6,442
収入総額	1,561,179	1,556,330
経常収入	1,395,465	1,357,934

支出

	令和6年度	令和5年度
事務費	70,120	81,134
保険給付費	749,912	776,170
〔法定給付費〕	〔737,828〕	〔761,538〕
〔付加給付費〕	〔12,084〕	〔14,632〕
納付金	470,008	498,958
〔前期高齢者納付金〕	〔100,237〕	〔123,770〕
〔後期高齢者支援金〕	〔369,771〕	〔375,183〕
〔病床転換支援金〕	〔0〕	〔0〕
〔退職者給付拠出金〕	〔0〕	〔5〕
保健事業費	43,874	44,841
財政調整事業拠出金	21,800	21,203
連合会費	687	679
その他	209	50
支出総額	1,356,610	1,423,035
経常支出	1,334,711	1,401,782

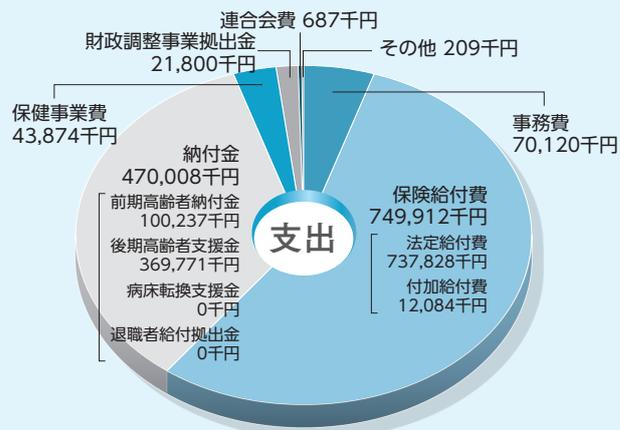
	令和6年度	令和5年度
一般勘定収支差引額	204,569	133,295
経常収支差引額	▲60,754	▲43,848

一般勘定（健康保険）



収入総額 1,561,179千円

経常収入 1,395,465千円



支出総額 1,356,610千円

経常支出 1,334,711千円

経常収支差引額 ▲60,754千円

介護勘定（介護保険）

各市区町村が保管者として運営している介護保険の保険料徴収は、健康保険組合が代行して行っています。組合に加入する40歳以上64歳までの方々に対する介護保険料を徴収し、各市区町村へ納めています。介護保険の第2号被保険者数は、1968人でした（被扶養者を含む）。

令和6年度は介護保険収入が2億1649万円、介護納付金が1億8875万円でした。

▶収入 (単位：千円)	令和6年度	令和5年度
介護保険収入	216,486	212,750
繰越金	0	0
雑収入	1	1
合計	216,487	212,751

▶支出 (単位：千円)	令和6年度	令和5年度
介護納付金	188,748	192,702
介護保険料還付金	5	0
合計	188,753	192,702

介護収支差引額 27,734 20,049

公 告

従来の保険証は令和7年12月2日以降使用できなくなり、医療機関等の受診は原則マイナ保険証が基本となります。マイナ保険証の登録がお済みでない方は、お早めにお手続きのほどよろしく願いいたします。

また、マイナンバーカードには有効期限が設けられており、有効期限を過ぎて3ヵ月以上経過すると、マイナ保険証としてご利用いただけなくなります。カード表面に記載されている有効期限をお確かめいただき、期限が近づいている場合は、すみやかに更新手続きをお済ませくださいようお願いいたします。